

Q 企業会計審議会から7月に公表された「中間的論点整理」について説明してください。

A 企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議において昨年8月に提示された主要検討項目に係る議論が一巡したということで、本年7月にそれまでの主な議論を整理した「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方についてのこれまでの議論(中間的論点整理)」が公表されました。いくつかの論点においてはまだ最終的な結論は出ておらず、さらに審議を継続して理解を深めていく必要はあるものの、中間的論点整理はこれまでの主な議論をまとめたものとなっています。



解 説 日本の会計基準は、欧州から国際会計基準と同等であるとの評価を受け

ていますが、今後とも、国際的な情勢等を踏まえ、**会計基準の国際的な調和に向けた努力を継続していく必要**があり、その際には国際会計基準の適用の目的や日本の経済制度などにもたらず影響を十分に勘案するべきとしています。また、国際会計基準の開発においては、国際的な連携も念頭に置きつつ、積極的に貢献するとともに、**日本としての考え方についての確に意見発信していくことが重要**であるとしています。

各項目の整理の内容の概略は以下のとおりです。

検討項目	主な議論の整理
1.会計基準の国際的調和	会計基準の国際的な調和に向けた努力は継続する必要があり、日本基準を高品質化するような会計基準の変更については、前向きに対応することが適当である。
2.国際会計基準の適用	日本におけるIFRS適用のあり方についての議論を深めるためには、まず、IFRSのどの基準・考え方が日本に受入可能であり、どの基準・考え方は難しいかを整理することが必要である。
3.わが国としての意見発信	IFRS財団(IASBを含む)に対しては、人的、資金的貢献を継続するとともに、欧州・米国のほか、アジア・オセアニア諸国と連携し、わが国の関係者が一丸となって意見発信の努力を継続することが適当である。
4.単体の取扱い	国際的には連結財務諸表がより重視される一方、いわゆる 連単分離が許容されることが現実的 であり、単体財務諸表については、会社法、税法、その他の規制等との関連に配慮が必要となる。
5.中小企業等への対応	上場していない中小企業等の会計については、IFRSの影響を受けないようにする というこれまでの方針を維持することが適当である。
6.任意適用	現行制度の下で、IFRS適用の実例を積み上げるとともに、その中で、どのような点が具体的にメリット・デメリットとなるのかを十分に把握し、それに対応するための取組みを検討・実行して くべきである と考えられる。
7.原則主義への対応等	各会計関係者における実務的な取組みについて、各関係者間において適切な連携を行いつつ、任意適用企業において新たに把握される問題点も含め、 検討を深めていくことが必要である と考えられる。

Q 会計方針に関する開示について、日本基準との相違を教えてください。

A IFRSでは日本基準と比較して、開示量が増えます。



解説 日本基準では会計方針に関する開示が求められる項目について、連結財務諸

表規則第13号第5項に列挙されています。しかしながら、IFRSでは会計方針として開示すべき項目が日本基準のように限定列挙ではなく、財務諸表を作成する際に用いた測定基礎及び財務諸表の理解に関連性のあるその他の会計方針を開示しなければなりません(IAS第1号第117項)。測定基礎とは、例えば、取得原価、現在価値、正味実現可能価額、公正価値又は回収可能額のことであり、企業が財務諸表を作成する基準となるものです。また、会計方針の適用にあたって経営者が行った判断の過程の記述が求められるものもあります(IAS第1号第122項)。

先行して日本でIFRSを任意適用している会社では、日本で一般的に開示されている会計方針の記述と比較すると、開示量が大幅に増えています。下記の表は、平成23年3月期まで日本基準を適用し、平成24年3月期に新たにIFRSを適用している日本板硝子株式会社と日本たばこ産業株式会社の開示例を一般的な日本基準の開示例と比較したもの及び平成23年3月期と平成24年3月期における両社の開示量の増加ページ数を示したものです。

日本基準	日本板硝子(株)	日本たばこ産業(株)
重要な資産の評価基準及び評価方法	棚卸資産 投資不動産	棚卸資産 投資不動産
・重要な減価償却資産の減価償却の方法 ・のれんの償却方法及び償却期間	有形固定資産 無形資産	有形固定資産 のれん及び無形資産
重要な引当金の計上基準	引当金	引当金
重要な収益及び費用の計上基準	収益認識	収益
連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の財務諸表の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準	外貨換算	外貨換算
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	現金及び現金同等物	現金及び現金同等物
【注記事項で開示又は該当なし】	作成の基礎	作成の基礎
	連結の基礎	連結の基礎
	借入費用	借入費用
	リース	リース
	資産の減損	非金融資産の減損

日本基準	日本板硝子(株)	日本たばこ産業(株)
【注記事項で開示又は該当なし】	未適用の公表済み基準及び解釈基準	未適用の新基準書
	重要な会計上の見積、判断及び仮定	重要な会計上の見積もり及び見積りを伴う判断
	非継続事業及び売却目的で保有する資産	売却目的で保有する非流動資産
	法人所得税	法人所得税
	自己株式	自己株式
	従業員給付	従業員退職給付及び共済年金給付
	株式報酬	株式報酬
	繰延収益	政府補助金
	・金融資産に対する投資 ・デリバティブ及びヘッジの会計処理 ・公正価値の見積	金融商品
	未成工事支出金	—
	売上債権及びその他の債権	—
	仕入債務及びその他の債務	—
	社債及び借入金	—
	セグメント情報	—
	個別開示項目	—
	排出権	—
	資本金	—
	—	企業結合
	—	1株当たり利益
	—	配当金
—	偶発事象	
—	調整後指標	

	日本板硝子(株)			日本たばこ産業(株)		
	平成23年	平成24年	増加 ページ数	平成23年	平成24年	増加 ページ数
	3月期	3月期		3月期	3月期	
注記ページ数	50	85	+35	56	96	+40

※ 連結財務諸表の会計方針以外の注記を含んだ注記ページ数を比較しています。これは平成23年3月期において日本基準では会計方針以外の注記で開示していた内容が、平成24年3月期においてIFRSでは会計方針として開示されている項目があるためです。

なお、IFRSを適用している在外子会社の財務諸表をそのまま利用して連結している場合、日本基準で連結財務諸表を作成している会社においても「未適用の会計基準に関する注記」の対象はIFRSにまで及ぶことに留意する必要があります。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができます。

Q 会計上の見積りの変更に関する開示について、日本基準との相違を教えてください。

A 会計上の見積りの変更に関する開示について重要な差異はありません。



解説 IFRS及び日本基準における会計上の見積りの変更は原則的に将来に向かって認識されます。これは見積りの基礎となった状況が変化したこと、又は新しい情報やより多くの経験により、見積りの修正が必要になったと考えるためです。

下記の表は会計上の見積りの変更に関して、日本基準とIFRSで注記が求められている項目です。平成23年4月1日以後開始する事業年度から「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」が適用されたことにより、重要な差異はなくなっています。

日本基準	IFRS
<ul style="list-style-type: none"> ・会計上の見積りの変更の内容。 ・会計上の見積りの変更が、当期に影響を及ぼす場合は当期への影響額。 ・当期への影響がない場合でも将来の期間に影響を及ぼす可能性があり、かつ、その影響額を合理的に見積ることができるときには、当該影響額。ただし、将来への影響額を合理的に見積ることが困難な場合には、その旨。 	<ul style="list-style-type: none"> ・影響を見積ることが実務上不可能な場合の将来の期間に対する影響額の開示を除き、当期に影響を及ぼすか、又は将来の期間に影響を及ぼすと予想される会計上の見積りの変更について、その内容と金額。 ・将来の期間に対する影響額が、それを見積ることが実務上不可能なために開示されない場合には、その旨。

IFRSでは有形固定資産及び無形固定資産の減価償却方法は会計上の見積りに該当し、日本基準では会計方針に該当するという点において両者は相違します。

ただし、日本基準において、有形固定資産及び無形固定資産の減価償却方法を変更する際には会計方針の変更を、会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合の取扱いに該当するものとして、会計上の見積りと同様に将来に向かって認識されるため、結果的にIFRSと同様の会計処理となります。